

認定一般検査技師認定試験 認定技師各位

日臨技認定センター

令和6年度 認定一般検査技師登録更新の案内

日臨技認定センターの認定は5年毎に更新が必要で、更新手続きは有効期間の最終年に行われます。認定一般検査技師制度の更新希望者は、下記の要領に従い更新手続きをされるよう案内致します。なお、本更新が行われなければ認定は無効となり再受験していただくことになります。更新できない事情がある場合は更新延免願(申請書1と2)を更新申請期間内に提出してください。

更新対象者

認定一般検査技師の資格を取得している者で、5年間の有効期間の最終年度を迎える者。
有効期間の確認方法: 会員専用サイト⇒日臨技会員メニュー⇒会員情報確認⇒日臨技認定資格歴

更新申請要件

- 1) 日本臨床衛生検査技師会会員を継続していること。
- 2) 認定期間内に「日臨技生涯教育研修制度」を一度以上修了していること。
- 3) 認定更新申請時まで別に別途(資料-1)定める単位を取得していること。

更新申請手順

会員サイトログイン後、画面右「日臨技会員メニュー」バナーの「認定資格申請」をクリックして、各資格申請の画面にある「入力ガイド」に沿って申請してください。
(または、会員メニューの「認定資格申請」タブをクリックしても同じ申請画面が出てきます。)

今年度更新申請期間

令和6年10月1日(火)～11月15日(金)

認定証発行および認定期間

更新資格審査の翌年3月中
認定資格の認定期間は資格更新申請の翌年4月1日から5年間となります。

氏名の公表について

この制度による認定技師は各都道府県、支部において指導的な役割を担っていただくことを目標の一つとしていることから、特に申し出のない限り会報等に氏名を公表いたします。

更新申請及び登録料

5,000円(クレジット払いのみ)

更新延免について

海外勤務、療養、出産、育児、介護、休職等の各種事情がある場合を対象とします。

問い合わせ先

日臨技認定センター 電話: 03-3768-4722 メール: gyomuka@jamt.or.jp

認定更新に必要な資格審査基準単位

Ⅰ、日臨技生涯教育制度一般教育研修課程履修

- * 認定期間内に日臨技生涯教育制度の履修修了証書を1度以上取得していること。
(生涯教育制度の履修修了書は年度初めに郵送されますので更新年度前までに取得するようにしてください。)

Ⅱ-①、日臨技認定センター主催 認定資格更新研修会

- * 認定期間内(5年)に1回以上参加していること。

Ⅱ-②、日臨技認定センター単位承認研修会

- * 認定期間内に3回以上参加していること。
* 単位承認研修会の基準は、各地区または都道府県技師会が主催する一般検査に関する5時間以上の研修会
・注意 認定資格更新研修会と単位承認研修会については間違えないよう確認して受講してください。

Ⅲ、以下の(1)～(4)について、合計100単位以上を取得していること。

- * Ⅲに申請するものは全てⅠ・Ⅱと重複申請を認める。

(1) 研修会参加・講師など(一般検査に関する研修会)	参 加	講師加算	司会・座長 加算
Ⅱ-①日臨技認定センター主催 認定資格更新研修会	20単位	10単位	5単位
Ⅱ-②日臨技認定センター単位承認研修会	20単位	10単位	5単位
③都道府県技師会主催の研修会	20単位	10単位	5単位
④各種学会や団体が主催する研修会	10単位	5単位	

司会、座長、講師への加算については研修日数、時間による加算減算なし

- * ④日臨技生涯教育制度への登録が無い場合は、生涯教育に自己申告または領収書等で証明すること。

(2) 研究発表(一般検査に関連する内容)	筆 頭	共 著
①原著論文	30単位	10単位
②その他の論文	20単位	5単位
③著書	20単位	10単位
④共著・分筆	10単位	5単位
⑤学会発表(一般演題、シンポジスト・パネラーなど)	10単位	5単位

- * 商業誌の掲載論文は評価しない

(3) 実務評価	単位／年			
①教育活動	①教育活動		②一般検査事業所勤務者	
②一般検査を取り扱う事業所勤務者				
i) 専任	i) 一般検査専任	i)	i)	10単位
ii) その他	ii) 一般検査兼任	ii)	ii)	5単位

- * 教育活動の専任とは教育施設勤務者で、年間を通じ一般検査関係の教育をしている者。

- * その他とは教育施設等に非常勤講師または講演で一般検査の座学や実習等を学生に指導した者とする。

- * ①②共に回数によらず実績のあった年に1回限り単位を付与する。

(4) その他の活動(実行委員・実務委員など)	加算単位
① 日臨技認定センター事業活動(承認研修会関連を除く。日臨技認定センターにて証明する)	
i) 各種WG活動(試験員含)	10単位
ii) 試験問題作成(申請受理後、日臨技認定センターで証明する)	10単位
iii) 日臨技認定センター主催研修会	10単位
iv) その他	10単位
② ①以外で一般検査に関わる研修会活動等	
i) 各地区研修会(北海道、東北、関甲信、中部、近畿、中国、四国、九州)	10単位
ii) 都道府県技師会主催研修会など	10単位
iii) その他	10単位

- ①、②とも5年間で各々10単位を限度とする。

- * ② iii) は都道府県技師会の下部組織、一般検査研究班活動など。
継続的な班長、世話人など任期がある場合はその1任期に一回の加算とする。

- ②については該当する検査技師会長名で証明すること。

注) 本更新基準は平成24年4月1日以降の認定期間の者(更新者を含む)から適用する。

認定一般検査技師制度
登録更新申請書

以下の書類を提出しますので認定更新の審査をお願い致します

- 1、申請書1
- 登録更新申請書(本紙)
- 2、申請書2
- 更新延免(海外勤務、療養、出産、介護などの休職等)申請書

日臨技会員番号 _____

認定証番号 _____

令和 年 月 日

申請者氏名 _____ 印

日臨技会員番号

認定証番号

申請者氏名

更新延免申請書

認定期間中に以下のような理由で更新条件をみたせなかった場合は本紙を郵送にて提出して下さい。
認定センターにて個別に審議致します。

- ①海外留学、海外勤務、JICA活動など
 - ②博士課程などの研究等のため
 - ③その他、疾病や出産、介護など各種事情によるもの
- *延免期間は1年とします

更新延免を申請する理由：

記載に関して相違ありません。

令和 年 月 日
施設長・所属長(役職名)

氏名 印

*産休・育休中や離職中で証明を得ることが困難な場合はその旨を明記してください。

認定センター用コメント記入欄

裁決 可 否